

新旧対照条文

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>七の五 告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>イ 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）（区分番号D0009の2に掲げる癌胎児性抗原（CEA）（同告示別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）（第二章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。））</p> <p>ロ 医科点数表区分番号D0009の2に掲げる - フェトプロテイン（AFP）（歯科点数表第二章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。）</p> <p>ハ 医科点数表区分番号H0000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料</p> <p>ニ 医科点数表区分番号H0001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料</p> <p>ホ 医科点数表区分番号H0002に掲げる運動器リハビリテーション料</p> <p>ヘ 医科点数表区分番号H0003に掲げる呼吸器リハビリテーション料</p>	<p>厚生労働大臣の定める診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療（平成十八年厚生労働省告示第二百一十号）は廃止。</p>

ト 医科点数表区分番号I008・2に掲げる精神科シヨート・ケア

チ 医科点数表区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア

リ 医科点数表区分番号I010に掲げる精神科ナイト・ケア

又 医科点数表区分番号I010・2に掲げる精神科デイ・ナイト・ケア

ル 歯科点数表区分番号H000に掲げる脳血管疾患等リハビリテーションシヨン料

八 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法

イ 病院又は診療所を退院した後、同一の疾病又は負傷により、当該病院若しくは診療所又は他の病院若しくは診療所に入院した場合（当該疾病又は負傷が治癒し、又はこれに準ずる状態になった後に入院した場合を除く。）にあつては、これらの病院又は診療所において通算対象入院料（医科点数表又は歯科点数表に規定する一般病棟入院基本料（特別入院基本料、七対一特別入院基本料、十対一特別入院基本料及び特定入院基本料を含む。））、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）及び専門病院入院基本料をいう。以下同じ。）を算定していた期間を通算する。

ロ（略）

八 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める入院期間の

計算方法

イ 病院又は診療所を退院した後、同一の疾病又は負傷により、当該病院若しくは診療所又は他の病院若しくは診療所に入院した場合（当該疾病又は負傷が治癒し、又はこれに準ずる状態になった後に入院した場合を除く。）にあつては、これらの病院又は診療所において通算対象入院料（診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）又は別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。））に規定する一般病棟入院基本料（以下「歯科点数表」という。））に規定する一般病棟入院基本料（特別入院基本料及び後期高齢者特定入院基本料を含む。））、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）及び専門病院入院基本料をいう。以下同じ。）を算定していた期間を通算する。

ロ（略）